

# 南房総市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和8年4月

## 1 はじめに

南房総市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を策定し、南房総市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向けて、重点的に耐震化を促進していく必要がある。

## 2 趣旨

南房総市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、市民への周知・耐震化の普及等の充実に努めることが重要である。

このため、アクションプログラムでは、毎年度、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、取組みの充実・改善を図り、住宅の耐震化を重点的に推進することを目的とする。

## 3 位置付け

アクションプログラムは、南房総市耐震改修促進計画に基づき策定する。

## 4 対象住宅

(1) 耐震診断 平成12年5月31日以前の耐震基準によって設計・建設された在来の軸組工法による戸建木造住宅で、2階以下のもの

(2) 耐震改修 平成12年5月31日以前の耐震基準によって設計・建設された在来の軸組工法による戸建木造住宅で、2階以下のもの

## 5 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、南房総市全域とする。

## 6 取組期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とする。

## 7 取組内容

毎年度、下記(1)～(4)の取組に関して、取組内容を設定するとともに、実施、達成状況を把握・検証・公表し対策を進める。

- (1) 耐震化の必要性を周知する取組
- (2) 住宅所有者に対して耐震化を促す取組
- (3) 耐震診断を実施した住宅に対して耐震改修を促す取組
- (4) 改修事業者等への技術力向上を図る取組

## 8 アクションプログラムの取組状況の公表

年度ごとに当該年度の取組内容、目標及び実績を別紙に記載し、ホームページにて公表する。

## 南房総市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 取組内容・目標・実績（令和8年度）

## 【計画】

令和8年度取組内容	令和8年度目標（予定）
1 耐震化の必要性を周知する取組 ・市広報誌等による制度の周知 ・庁舎内での震災写真の展示（1週間程度） ・耐震化の必要性に関するパンフレット等の窓口等での配布 2 住宅所有者に対して耐震化を促す取組 ・耐震化に関するチラシを固定資産納税通知書に同封し、住宅所有者へ送付 ・住宅の耐震診断費に対する補助 ・耐震化に関する個別相談会の実施 3 耐震診断を実施した住宅に対して耐震改修を促す取組 ・耐震診断実施から概ね1年経過しても耐震改修を実施しない所有者に対する再案内 ・住宅の耐震改修工事費に対する補助 4 改修事業者等の技術力向上等 ・ちば安心住宅リフォーム推進協議会による改修事業者向けの講習会を実施	耐震診断費補助件数 10件 耐震改修工事費補助件数 2件
	前年度までの実績（過去3か年）
	令和7年度 耐震診断費補助件数 7件 耐震改修費補助件数 0件
	令和6年度 耐震診断費補助件数 2件 耐震改修費補助件数 1件
	令和5年度 耐震診断費補助件数 0件 耐震改修費補助件数 1件

【自己評価】

前年度の取組実績	前年度の課題
<p>1. 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシの全戸配布 1 回</li> </ul> <p>2. 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話連絡による診断改修の打診</li> </ul> <p>3. 改修事業者等の技術力向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト工法について建築士事務所協会と勉強会を開催 1 回</li> <li>・低コスト工法について、県、建築士事務所協会と協議を開催 1 回</li> </ul> <p>4. 耐震化の必要性に係る周知・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌、新聞に無料相談会のお知らせ</li> <li>・庁舎内でイベント開催、写真展示</li> <li>・窓口、問い合わせに対する説明、パンフレット案内、配布</li> </ul>	<p>① 耐震化の無料相談会への参加者数が少ない。</p> <p>② 耐震化の無料相談会参加者のうち、耐震診断に進む参加者が少ない。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">改善策</p> <p>① 不特定多数への周知方法から住宅所有者に特化した周知方法へ変更することで、必要な情報を直接、対象者へ伝達する。</p> <p>② 耐震診断費に関する補助率を 30%程度加算し、自己負担率を軽減させることで件数の増加を図る。</p>